

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。



サービス内容

- 日常的な医学管理
- 看取りやターミナルケア
- 介護サービス

名称	所在地	電話番号	FAX	定員
介護医療院まごころ	大聖寺永町イ17	75-7013	73-3458	29
加賀温泉ケアセンター	直下町ヲ91番地	73-3315	73-2088	96

「施設サービス」「短期入所サービス」を利用したときの利用料金

施設サービス費の1割（2割または3割）のほか、居住費（滞在費）・食費・日常生活費の合計が施設の利用料金となります。

施設サービス費の1割（2割または3割）
（短期入所サービス費） + 居住費（滞在費） + 食費 + 日常生活費（理美容代など） = 施設の利用料金

● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり） 令和3年7月まで

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費（滞在費）				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
2	世帯全員が 住民税市課税 老齢福祉年金受給者の方 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方		490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
3	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超の方		1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり） 令和3年8月から

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費（滞在費）				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
2	世帯全員が 住民税市課税 老齢福祉年金受給者の方 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方		490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 [600円]
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方		1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 [1,300円]

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

[]内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

*1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。

*2 預貯金等に含まれるもの]資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。不正があった場合には、ペナルティ（加算金）を設けます。

市へ申請が必要

● 入所施設または担当のケアマネジャーに相談のうえ、「負担限度額認定申請書」を市へ提出してください。